議案第74号平成30年度大崎市一般会計補正予算(第1号)に対する 附帯決議

東日本大震災により発生した放射性物質汚染廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下の廃棄物処理に関し、震災からの復興を進めるために早期に処理を求める声がある。一方、放射能は目に見えず、その影響がすぐあらわれることがないことから、処理の安全性に対する疑問や不安の声が上がっている。

ついては, 平成30年度大崎市一般会計補正予算(第1号)の執行に当たり, 以下の点に十分留意されることを求める。

- 1 現在進めようとしている処理は、国が示した「8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能ですが、この方法は廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく通常の処理基準に加えて、入念に対処するための基準を適用し、より一層の安全確保を図ろうとするものです。」ということを、処理関連施設の近くに住む住民等関係者に対し、丁寧にわかりやすく説明する努力を継続すること。
- 2 処理に当たっては、国の示した基準及び独自に強化した基準に従い、正し い処理がなされるよう、細心の注意の上に行うこと。
- 3 不測の事態が発生した場合は、直ちに処理を中止し、原因を究明し、公表すること。
- 4 処理の結果は、正しく記録し、評価を行い、市民に公表すること。
- 5 処理の正確性,透明性を確保するため,第三者も入れ,状況及び結果を監視,評価できる仕組みの導入を検討すること。
- 6 焼却処理すべき対象量を削減するため、「すき込み処理」も極力進めること。

以上決議する。

平成30年6月21日

大崎市議会